

令和7年度

本宮市未来担い手奨学金募集の案内

修学の意欲と能力を有する学生に対し、修学上必要な資金を貸与することで教育の機会均等を図り、将来の人材確保に寄与することを目的としています。

1. 募集定員

学校種別	対象者	定員
大 学 短期大学 専修学校（専門課程） 高等専門学校 海外留学（長期留学）	令和7年度進学予定者 または 在学生	10名程度

2. 貸与月額

学校種別	貸与月額
大 学	国公立 45,000 円
短期大学	私 立 50,000 円
専修学校（専門課程）	50,000 円
高等専門学校	18,000 円
海外留学（長期留学）	50,000 円

3. 貸与期間

令和7年4月分から在学する学校の正規の修学期間

4. 申込方法

次の書類を教育委員会 教育部 教育総務課へ提出してください。

- (1) 奨学生願書（様式第1号）
- (2) 奨学生推薦調書（様式第2号）
- (3) 住民票の写し
- (4) 所得・課税証明書

受付期間：令和6年10月1日(火) ～ 令和7年1月17日(金)

※ 募集定員に達していない場合は申込期限を過ぎても申し込むことはできますが、申し込み時期により年間貸与額が変わりますので、詳しくはお問い合わせください。

5. 採用の決定

提出された書類により選考作業を行い、令和7年2月末までに採否を通知します。

なお、定員を超える応募があった場合、申請者の同一世帯において所得のある方すべての年間総収入額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額の少ない者から採用します。

決定通知を受け取った申請者は、速やかに誓約書(様式第3号)を教育委員会に提出してください。

6. 応募資格

(1) 次に掲げる条件を具備していること。

【住所要件】

大学等に入学するまで若しくは入学する目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していたこと。

若しくは、高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校に入学し、又は転学するまで市内に引き続き1年以上住所を有しており、かつ、その者の保護者が市内に引き続き1年以上住所を有していること。

(2) 次に掲げる基準を満たしていること。

【学力要件】

〔大学・短期大学・専修学校(専門課程)・海外留学の場合〕

高等学校等における1・2年(既に卒業している場合は最終2か年)の全履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で割った値(小数点第2位四捨五入)が3.5以上であること。ただし、大学等に既に在学している場合は、さらに大学における学業成績が本人の属する学部(科)の平均水準以上であること。

〔高等専門学校の場合〕

中学校における1・2年(既に卒業している場合は最終2か年)の全履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で割った値(小数点第2位四捨五入)が3.5以上であること。ただし、高等専門学校に在学している場合は、さらに高等専門学校における学業成績が本人の属する学科の平均水準以上であること。

(3) 奨学生推薦調書(様式第2号)に学校長からの推薦を受けていただくことになります。

(4) 他の団体等が実施する奨学金制度との併用については制限しません。

7. 必要書類

申請者は、次の書類を添えて教育委員会へ提出してください。

(1) 奨学生願書(様式第1号)

◇ 申請者の住所は現在居住している住所を記入してください。

◇ 連帯保証人と保証人を各1人ずつ立てていただきます。

*いずれも独立の生計を営み、かつ、奨学金の返還の責めを負うことのできる程度の資力を有する成年者で、うち連帯保証人については市内に居住し、奨学生と連帯して債務を負担していただきます。やむを得ない場合を除き65才以下の方にしてください。)

(2) 奨学生推薦調書（様式第2号）

- ◇ 在学している学校（高等学校等）に記載を依頼してください。
- ◇ 大学等に既に在学している場合は、出身学校の成績及び在学校の成績が必要になります。
- ※ 「出身(在学)学校の成績」の欄については、当該欄の記載事項と同様の成績証明書を添付する場合には、記入を要しません。

(3) 家族の住民票の写し

- ◇ 生計を一にする方の全員分です。生計を一にする場合、別居していても必要となります。
- ※ 戸籍謄本は不可です。

(4) 連帯保証人及び保証人の住民票の写し

- ◇ 本籍が記載されたものです。なお、戸籍抄本は不可です。
- ※ 連帯保証人がご家族の場合は不要です。

(5) 令和6年度（令和5年分）所得・課税証明書

- ◇ 生計を一にする方（学生、未就学児を除く）全員分を提出してください。（無職、年金受給者を含む）
- ※ なお、源泉徴収票は不可です。

8. 学業成績表の提出

奨学生は、大学等の各学年の課程を修了したときは、その都度、学業成績表を教育委員会に提出してください。また、卒業したときも学業成績表を教育委員会に提出してください。

9. 返還について

奨学金は貸付金です。貸与が終了すると、奨学生本人に返還義務が生じます。返還金は後輩の奨学金として直ちに活用される重要なものです。未来担い手奨学金の申請にあたっては、申請者、連帯保証人及び保証人において、卒業後の返還義務を十分にご理解のうえ、申請されますようお願いいたします。なお、返還の目安については、下表をご参照ください。

〔返還額の例〕

		貸与年数	貸与月額	貸与総額	月賦額	返還回数 [年数]
大学	国公立	4年	45,000円	2,160千円	18,000円	120回(10年)
	私立	4年	50,000円	2,400千円	20,000円	120回(10年)
短期大学	国公立	2年	45,000円	1,080千円	14,400円	75回(6年3月)
	私立	2年	50,000円	1,200千円	16,000円	75回(6年3月)
専修学校(専門課程)		2年	50,000円	1,200千円	16,000円	75回(6年3月)
高等専門学校		5年	18,000円	1,080千円	14,400円	75回(6年3月)
海外留学(長期)		4年	50,000円	2,400千円	20,000円	120回(10年)

※ 貸与年数は学校の正規の修業期間とします。

※ 端数は初回返還金で調整されます。

10. 返還の方法

奨学生が卒業した場合、貸与を受けた奨学金の全額について保証人と連署のうえ奨学金借用証書(様式第4号)及び奨学金返還明細書(様式第5号)を教育委員会に提出してください。

【返還の期間・方法】

卒業の月の翌月から起算して6月を経過した後、貸与を受けた奨学金の総額に応じ10年以内の期間で、月賦(年12回)で返還していただきます。本宮市が納入通知書を発行・送付いたしますので、金融機関の窓口で納入していただくようになります。

【利子及び延滞利息】

利子は無利子となります。なお、返還すべき日までに返還されない場合は、延滞利息が発生する場合があります。また、期限を経過しても返還に応じていただけない場合は、連帯保証人及び保証人に請求するとともに、法的手段を講じる場合があります。

11. 届出

奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに文書で、その旨を教育委員会に届け出てください。

- ① 氏名又は住所を変更したとき。
- ② 休学、復学、転学又は退学したとき。
- ③ 停学その他の処分を受けたとき。
- ④ 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡したとき、若しくは保証人について破産手続開始の決定その他保証人として適当でない理由が生じたとき。

※ 保証人を変更しようとするときは、その旨及びその理由を記載した書類を教育委員会に提出し、承認を受けてください。

12. 奨学金の休止、停止または廃止

【休止】

奨学生が休学したときは、この期間、奨学金の貸与を休止します。

【停止または廃止】

奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨学金の貸与を停止し、または廃止します。

- ① 負傷、疾病等のために成業の見込みがないとき。
- ② 学業成績又は操行が不良となったとき。
- ③ 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- ④ 休学及び転学の事由が適当でないとき。
- ⑤ その他奨学生として適当でないとき。

12. 奨学金返還支援

【対象者】

大学、短期大学、専修学校（専門課程）、高等専門学校に進学するため本宮市未来担い手奨学金を借り、大学等を卒業後、市内に居住し、市内外を問わず通勤圏内の事業所に就職した方

【対象奨学金】

本宮市未来担い手奨学金

【支援の内容】

月々返還する額の4分の3の額を支援

【支援要件】

- ① 本宮市内に住所を有し、かつ、そこを生活の本拠としていること
- ② 大学等を卒業した年度における年齢が30歳未満であること。
- ③ 奨学金の返還未済額の減額申請する日において就業していること。
- ④ 奨学金の貸与を受け、その返還金の滞納がないこと。
- ⑤ 市税等を滞納していないこと。

お問い合わせ先

〒969-1192

福島県本宮市本宮字万世212番地

本宮市教育委員会 教育部 教育総務課 総務係

Tel : 0243-24-5441 Fax : 0243-34-3138

E-mail kyouikusoumu@city.motomiya.lg.jp